

【記載例 2】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和元年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和元年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 4 給与所得に係る「源泉徴収税額」 280,200円（年末調整済）
- 5 「繰越損失額」 △15,450,000円

《第一表》

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		その他		税		計		算		納税	
事業等	①	事業等	①	社会保険料控除	⑩	配偶者の合計所得金額	④⑨	課税される所得金額	②⑥	20	000	配偶者給与(控除)額の合計額	⑤⑩		
農業	②	農業	②	小規模企業共済等掛金控除	⑪	専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑪	(①-②)又は第三表	②⑦	2366250		青色申告特別控除額	⑤⑫		
不動産	③	不動産	③	生命保険料控除	⑫	青色申告特別控除額	⑤⑬	上の②に対する税額	②⑧			雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑭		
利子	④	利子	④	地震保険料控除	⑬	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑮	配当控除	②⑨			未納付の源泉徴収税額	⑤⑯		
配当	⑤	配当	⑤	寡婦、寡夫控除	⑭	本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑰		③⑩				⑤⑱		
給与	⑥	給与	⑥	勤労学生、障害者控除	⑮		⑤⑲								
雑	⑦	雑	⑦	配偶者(特別)控除	⑯		⑤⑳								
総合譲渡	⑧	総合譲渡・一時	⑧	扶養控除	⑲		⑤㉑								
合計	⑨	合計	⑨	基礎控除	⑳		⑤㉒								
				⑩から⑳までの計	㉑		⑤㉓								
				雑損控除	㉒										
				医療費控除	㉓										
				寄附金控除	㉔										
				合計	㉕										

⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略することができます。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、まず、「措法41の5の2による繰越損失額」(△15,450,000円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△7,950,000円)を、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000円)から差し引いた残額(14,315,000円)を記載します。

